

令和5年度 第6回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和5年9月25日

令和5年度 第6回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年9月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧		
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明	
	6番 平松 稔久	7番 福井 脩	8番 山本 浩子	
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜	
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則	
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹		
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克巳	
	20番 和田 憲治			
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子	
	24番 米田 豊			

○事務局 (3名)

4. 議 事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

5. 閉 会

1. 開会

○議長 それでは定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和5年度第6回丹波市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の定例総会は、在任24名の農業委員全員にご出席いただいております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号5番の兼古委員、議席番号6番の平松委員、両委員、よろしく願いいたします。

本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号15番 ～

～ 報告第2号 番号1番、番号2番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は5ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号2番、番号3番、報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号2番について、農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は6ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、関連の2アール未満の届出の番号1番についてですが、農地の一部を露天農機具置場として利用するための届出です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 番号2番についてのみ、審議を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

氷上地域委員会から、番号2番について、確認報告が終わりました。

番号2番並びに報告第2号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。並びに報告第2号の番号1番につきまして、御承知おきください。

それでは、復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 番号3番につきまして、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は6ページ、7ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、市外の方ということで、営農拠点についても図面のとおり確認しております。申請者の配偶者の実家であることをお聞きしています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会から確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番～番号7番、報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、新規に営農を開始したいというものであります。図面は8ページに示しております。

今回の申請圃場は、売り手は県外に転出されており、この売買によって、買い手は拠点の自宅も購入され、すぐに営農できると考えられます。

この買い手は、近くに農業をされている親戚もおられ、農業用施設も充実されております。

よって地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号5番、番号6番、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この案件には、経過書が添付されております。取得する農地の中に農業用倉庫が既に建設されているため、2アール未満の届出を同時にされております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、番号6番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページ、11ページに示しております。

まず、10ページに記載しております農地は、譲受人の自宅付近に存在します。

もう一筆の農地は、11ページに記載しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、
図面は12ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従
事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認してあり
ます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番及び報告第2号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。また、関連
の報告第2号の番号2番につきまして、御承知おきください。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。これ別に問題があるわけではないんですけど、後で市島地域でも出てきま
すので、農地所有適格法人というのを、ちょっとすいません。もう一回説明してもらえますか。

○議長 はい。農地所有適格法人の要件ですね。事務局から説明させます。

事務局。

○事務局 (農地所有適格法人の要件について説明)

○委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号8番～番号13番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員 番号9番と番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番の申請人は、親子関係にあります。譲受人は、親から農地を贈与によって継承したいというもので、図面は14ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号10番は、農地を売買により取得し、新たに農業を始めようとするもので、図面は15ページに示しています。

本人は、市外に住まっていますが、拠点となる空き家を購入し、お住まいされます。当分大きな農機具が必要な時は、地元の営農組合に作業を依頼されます。年を追って、農機具をそろえていく予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号11番から番号13番まで、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、この3名の方は、既にこの農地で若松を栽培しておられます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号8番ですが、20平米で、規模拡大での取得ということになっておりますけども、20平米程度で、自分の住まいの横辺りで、規模拡大と言えるのでしょうか。

○議長 ○○委員。

○委員 規模拡大。まあ一応、口述例のとおりということで、経営規模を拡大という言葉が使っているんですけども、それをそのまま準用したような説明の仕方になってございますが、実際には地籍調査が入ったところ、現地は自分の畑なんですけど、そこに一部隣の方の土地があるのが判明したというのが、実際のところでございます。

ですので、面積も少ないので、経営規模の拡大というのは大げさなような気がするんですけども。

○委員 前に農地は持たれていますか。

○委員 前に。

○委員 だからこれ、新規就農じゃないんですか。

○議長 こちら、耕作面積が0になってますので、それで20平米の取得をして、新規に始められるという説明でいいかと思いますが、それで確認していただいてよろしいですか。

○委員 分かりました。今、訂正させていただきます。

○議長 今のような説明になりますか、○○委員、それでよろしいでしょうか。

それでは、番号8番につきまして、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号14番、番号15番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号14番、番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番は、農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

誓約書添付ですが、譲受人の父親の農地に農業用倉庫を建てているので、12月には2アール未満の届を出すというものです。

番号15番は、農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、譲受人は他府県であります。各市の農業委員会から耕作証明書を提出していただいております。譲渡人はこの譲受人のグループ傘下に入って、拠点としたところで酪農を営み、飼料作物を栽培するということです。

よろしくをお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。
番号15番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

- 議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

- 事務局 議案第2号、番号1番朗読

- 議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

- 委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、露天駐車場とするための申請で、図面は22ページに示しています。

申請地のうち95平米は、2アール未満の届出が過去にされています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、い

ずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決

定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号8番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番 ～

- 議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

- 事務局 議案第3号、番号1番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号1番につきまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から、番号1番について、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号1番は、売買により、農業用倉庫、もみ殻置場として利用するための申請でございます。図面は、6ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資等の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地と判断されると考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、譲渡人から経過書が提出されております。内容は、譲渡人の祖父が、昭和50年頃に農地の一部に工場を建てられたということです。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号2番、番号3番、番号4番については、同一の譲受人であり、一体の転用事業となりますので、併議とさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会から、番号2番から番号4番まで、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番、番号3番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番、番号3番、番号4番は、売買によって、進入路及び露天資材置場を設置するための申請です。図面は、26ページに示しているとおりです。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が70.1パーセントであり、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

既存の進入路がありますが、国道のカーブで見通しが悪いために、新たに農地を購入し、露天資材置場、進入路として使用するということでもあります。

地域委員会としては、地元自治会長、水利代表、農会長の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。今回の転用面積は、必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

この案件には、隣接する里道がありますが、里道は法定外公共物用途廃止申請書が提出されています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号5番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、売買によって、露天駐車場と進入路を設置するための申請です。図面は27ページに示しているとおりです。

申請地の農地区分は、申請農地からおおむね300メートル以内に、自動車専用道路等の出入口があることから、第3種農地と考えます。新たに農地を購入し、現在〇〇に仮置きしている〇〇2台分と、〇〇の普通車23台分の露天駐車場を新たに設置するということです。

また、既存の進入路は、道幅が狭く、市道ではありますが、出入りが困難なために増設するものです。

地域委員会といたしましては、地元自治会長、水利代表、農会長の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。今回の転用面積は、必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

この案件には、農地の上に送電線があり、地役権設定がされていますので、電力会社の農地転用に係る同意書が添付されています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番、番号3番、番号4番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、番号3番、番号4番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、番号5番について、質問、意見等はございませんか。

○議長 先ほど地域委員会から確認がありました送電線の下での農地転用の許可について、この場合、電力会社の同意が要ることがありました。それにつきまして、事務局から説明させます。

○事務局 (地役権者の同意について説明)

○議長 こういう内容の地役権が設定される場合がありますので、送電線が通っている土地の案件に当たったときは、そういうことがあるんだということで、知っておいていただいたらいいかというふうに思います。

そのほか、番号5番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、売買によって、露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は28ページに示しているとおりでございます。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

28ページの図面、空き地のようになっている部分がありますが、先月8月にですね、非農地と判断をしていただいた土地でございます。現在は、従業員駐車場として利用されております。

今回この部分に、申請人が大型の倉庫を建築されます。それに伴って、従業員の駐車場、〇〇などが、こういう駐車するスペースが新たに必要となることから、今回の隣接する申請地を取得し、露天駐車場として利用するものでございます。

雨水排水については、隣接する排水路に接続される計画で、周辺または自治会等とも確認、協議をしております。従いまして、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、売買により、一般住宅及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は、29ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積が1万3,080平米で、宅地の占める面積が6,017平米であり、宅地の割合が45.9パーセントでございます。40パーセントを超えていますので、第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

番号8番は、贈与により、一般住宅として利用するための申請です。図面は、30ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積が1万3,260平米で、宅地の占める面積が9,357平米で、宅地の割合が70.9パーセントであり、40パーセントを超えていますので、第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権の設定許可申請承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、借受人が一般住宅及び露天駐車場を建設するため、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は32ページに示しております。

申請地の農地区分は、〇〇（公共施設）から、300メートル以内に存在するため、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

親子間の使用貸借契約書も添付されております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番につきまして、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで休憩を取ります。

（休憩）

（再開）

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号9番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番～番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は36ページに示しています。

9月13日に確認したところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号2番、番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

まず、番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は、26ページに示しております。

9月13日に確認したところ、現地は道路法面となっていて、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないものと見込まれます。

農地でなくなった時期については、平成2年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

なお、この案件には、経過書が添付されております。

願出地は、平成2年頃から20年以上耕作しておらず、年に2回程度草刈りをしておりました。国道の整備に伴い、細長い圃場になり、面積も小さく、作物を植えることができず、現状のまま今日に至っていることを報告します。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は26ページに示しております。

9月13日に確認したところ、現地は露天資材置場になっていて、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期については、5筆のうち2筆は昭和62年頃からで、別の2筆は昭和63年頃、あと1筆は平成元年頃からです。地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番、番号5番、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は37ページに示しています。

9月13日に現地を確認したところ、現地は住宅の一部となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は38ページに示しています。

9月13日に現地を確認したところ、露天資材置場と進入路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成5年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は39ページに示しています。

9月13日に現地を確認したところ、防火水槽となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としては、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は40ページにあります。

9月13日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 議席番号○番の○○です。

非常に狭小な土地でございますので、問題なかろうと思っておりますけど、ちょっと道路より低いところにあるような感じになっておりますんで、ここへ進入しようとしたら、進入路を設けて入っていかならんような。機械も入らんというような感じなんですけども、ここでは道路法面というふうに、利用状況が書いてあるんですけど、今、経過書の説明、読み上げていただいたんですけども、経過書を聞き取らせていただきますと、平面のような感じで、経過書が書かれておると感じたんですけども、非農地として証明するのに、私は反対するわけではございませんので、結構だと思っておりますけども、平面なのか法面なのかということだけ教えてください。

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いしたいと思います。

○委員 確認しましたら、法面か平面かは非常に分かりにくい状況になっておりまして、隣接は国道敷になっておりますが、実際に法面を降りるのに1メートル以上の段差があつて、小さな農機具さえそこで使用するというのは無理な状況になっております。

草刈りをしようと思ったら、小さな草刈り機を持っていけば、刈ることはできるんですけど、農作物を作付する状況にはないと判断させていただきました。

○委員 結構です。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号3番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号4番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号5番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号6番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号7番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、番号8番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。
番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は41ページに示しております。
9月12日に確認をいたしましたところ、現地は露天資材置場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。
また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、

平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は42ページに添付しております。

9月12日に確認したところ、現地は通路として使用されており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、お願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番から番号9番まで、9月13日の氷上地域委員会におきまして、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はあ

りません。

なお、番号8番につきましては、〇〇でございますが、配偶者は〇〇でございます。また、自分の住まいの周りの農地ということで、十分に管理も行き届いてますので、別に問題はないと考えております。

以上でございます。

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の青垣地域委員会の〇〇が説明をいたします。

番号10番から番号14番まで、9月13日の青垣地域委員会において確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

以上です。

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号15番から番号18番まで、9月14日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号19番と番号20番について、9月12日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号21番から番号26番まで、9月12日の市島地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

9月13日の氷上地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、地域委員会の開催日午前中に、利用権の設定を受ける者と面談をしたところ、新たな住まいを市内に建設予定でございます。そこから今回の圃場につきましては、距離がございましたので、農機具等、あるいは移動手段について、今検討中でございます。

作物は、スイートコーン、薬草と考えており、また高齢のため、息子さんと共同作業で行うことにしております。

以上でございます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することといたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の形状変更届についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 特にありません。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

果樹園整備ということですね。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。各地域委員会から、補足することはございませんか。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、公共工事の届出について、御承知おきください。

議事につきましては、本日予定しておりましたものにつきましては、全て終わりました。少し時間がありますが、1点。この後、意見書に係る委員会がございますが、現在進めておられる内容につきまして、〇〇委員長から、経過について報告・説明等がありましたらお願いしたいと思います。

○委員 (令和6年度の農業振興施策に関する意見書作成の経過説明)

○議長 ありがとうございます。またいろいろと質問等もあろうかと思うんですが、この後の委員会で、またさらに議論を重ねられて、次の各地域委員会ของときには、ある程度のものになってるということで、その時点でまたいろいろと意見をいただこうという流れになろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何か意見、質問等はありませんか。

ないようでしたら、事務局、お願いします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、連絡がありましたように、この後、農業施策検討委員会でまたお世話になりますが、よろしくお願ひいたします。

皆さん多分稲刈り等でちょっとお疲れかなという感じでしたので、また10月からは、それぞれ皆さん、お世話になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。御苦勞さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年9月25日

議 長 ㊟

議事録署名委員（5番委員） ㊟

議事録署名委員（6番委員） ㊟
